

船舶事故調査報告書

平成25年5月9日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成24年7月9日（月） 01時57分ごろ
発生場所	静岡県焼津市大井川港東方沖 大井川港南防波堤灯台から真方位345° 250m付近 （概位 北緯34° 46.8′ 東経139° 18.3′）
事故調査の経過	平成24年7月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 富士丸、2.64トン S03-19124（漁船登録番号）、個人所有 7.80m（Lr）×2.27m×0.67m、FRP ディーゼル機関、154.46kW、昭和57年6月
乗組員等に関する情報	船長 男性 71歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年9月5日 免許証交付日 平成21年6月17日 （平成26年7月20日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	全損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、船首約0.4m、船尾約1.2mの喫水により、船長が、手動操舵を行い、速力を約8ノットとして大井川港港口に向けて航行した。 船長は、大井川港南防波堤の北側に設置された大井川港第3号灯浮標及び同第4号灯浮標の中間を通過後、北東方に変針したとき、船首方約250mに設置された消波ブロック（長さ約60m、幅約20m、以下「本件消波ブロック」という。）を目視で確認できなかったが、魚群探知機及びGPSプロッターの表示を交互に見ながら前回の航跡近くを北東進中、平成24年7月9日01時57分ごろ本船が本件消波ブロックに乗り揚げた。 船長は、船体に衝撃を感じて乗り揚げたことを知り、また、機関室への浸水を認めて僚船に救助を要請し、来援した僚船に釣り客を移乗させ、本船は僚船にえい航されて大井川港に帰港した。

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風力 1、視界 やや不良 海象：潮汐 下げ潮の末期 月出時刻：7月8日21時47分（静岡） 月齢：18.0（静岡）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、大井川港沖に本件消波ブロックが設置されていることを知っており、また、数日前の昼間に大井川港に入港した際、本件消波ブロックから約30m離して航行した航跡がGPSプロッターに残されていたが、本件消波ブロック自体はGPSプロッターに表示されていなかった。</p> <p>船長は、夜間の大井川港の出入港には慣れていたので、変針場所及び針路を定めず、また、大井川港の出入港において、昼夜共に本件消波ブロックを目視により避航していた。</p> <p>本船には、レーダーはなかった。</p>
<p>分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、大井川港港口東方沖を北東進中、船長が、夜間においても目視により確認し、避航していた本件消波ブロックが目視で確認できなかったものの、本件消波ブロックから約30m離して航行した前回の航跡近くをGPSプロッターの表示を見ながら航行したことから、本件消波ブロックに向かう進路となっており、本件消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、大井川港港口東方沖を北東進中、船長が、夜間においても目視により確認し、避航していた本件消波ブロックが目視で確認できなかったものの、本件消波ブロックから約30m離して航行した前回の航跡近くをGPSプロッターの表示を見ながら航行したため、本件消波ブロックに向かう進路となっており、本件消波ブロックに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間に出入港する場合は、標識（灯台、灯浮標）を活用し、容易に船位が確認できる針路を選定すること。 ・灯火や照明が設置されていない消波ブロック等については、GPSプロッターに表示させておくこと。